平成２０年（フ）第３５８号
三重県鈴鹿市大池３丁目９番27号
破産者　三重石油株式会社
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３５９号
三重県鈴鹿市庄野羽山３丁目３番15号
破産者　木野　弘幸
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成１７年（フ）第１６０号
長崎県雲仙市小浜町雲仙139番地
破産者　有限会社ホテル山水
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２０年（フ）第２１７号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町84番地
破産者　株式会社今組技建
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第３２４号
福島市仁井田字葉貫田11番地
破産者　株式会社コーポレーションウィズスペイス
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第４０３号
福島県伊達郡川俣町字新中町５番地
破産者　大和縫製有限会社
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第５１１号
茨城県那珂市堤664番７
破産者　エーケー・ライン企画株式会社
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９１号
横浜市港北区新羽町1188番地
破産者　株式会社ドツヂ商会
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４号
新潟県南魚沼市坂戸197番地２
破産者　若井　良正
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
新潟県十日町市中条己2830番地１
破産者　富井　安雄
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
愛知県安城市御幸本町２番３号
破産者　株式会社フリーダム・ランゲージ・スクール
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６号
香川県善通寺市善通寺町１丁目１番５号
破産者　株式会社小国印刷
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１００号
福岡県久留米市三潴町西牟田4814番地
破産者　有限会社丸和鉄工
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５９号
奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地　県営住宅７－９
破産者　山本　明宏
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第１６６４号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸265番地　ハイツ稲荷越Ｂ―101、開始決定時の住所さいたま市緑区東浦和２丁目９番地２　アベニールクニヤ105
破産者　直井真由美（旧姓福島）
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６８７号
埼玉県幸手市北１丁目４番29号
破産者　田口　知子
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１９１７号
さいたま市緑区大字三室223番地26
破産者　岡澤　　忍
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１９１８号
さいたま市緑区大字三室223番地26
破産者　岡澤　　均
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
埼玉県新座市北野３丁目21番16号　ヴァーレイ・ハイツ23・401号室
破産者　小棹　栄治
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
さいたま市岩槻区大字徳力299番地５
破産者　八巻　寿一
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７７５号
埼玉県所沢市大字久米2200番地の２　アネックス101
破産者　張替　　勇
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部